

# 名家連ニュース

令和2年6月16日(火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.726号

## 自立支援医療(精神通院)受給者証の有効期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、自立支援医療(精神通院)の受給者証の有効期間を1年間延長します。



### 1 対象者

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方

### 2 延長期間

現在の有効期間から1年間。

(例) 現在お持ちの受給者証が令和2年9月30日に有効期間が満了の場合、延長後の有効期間の満了日は令和3年9月30日となります。

### 3 受給者証の取り扱い

現在お持ちの受給者証を引き続きご利用ください。

(上限管理票の欄が不足する場合は、受診されている指定医療機関にご相談ください。)



### 4 手続き

更新手続きは不要です。

ただし、受給者証の記載事項等に変更が生じた場合(受診する指定医療機関の変更、所得区分の変更、保険証の変更、住所の変更等)は、従来どおり申請が必要です。

❖ 詳細は、下記のURL(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課自立支援医療係)で検索して下さい。青色部分にカーソルを置いてCTRLキーを押しながらクリックすればリンク先が表示されます。

● 厚生労働省令和2年4月30日付け省令改正における自立支援医療の申請等の取扱いについてのQ&A(令和2年6月2日追記)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62437/qa2.pdf>

● 今回の省令改正における診断書提出の考え方

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62437/shindansyo.pdf>



❖ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大を抑制する観点から「障害状態確認届(障害年金更新診断書)」「手帳更新診断書」「自立支援医療証更新診断書」など診断書の取得のみを目的とした受診を回避するための措置として事務連絡を行っています。(文責：事務局/堀場)